

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

245 号

2023 年 10 月 15 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

事務局通信に掲載してみませんか！？

広報部長 土田 斉知

皆に伝えたい事、最近感じている事等、なんでも結構です。是非、皆様の投稿をお待ちしています！
会員の皆様とよりつながるチャンスにもなります。

また、施術家として取り組んで居る事、感じている事など、自分以外の皆にも伝えて頂く事で
貴重な意見を共有できる事は多くの皆様にとってメリットになります。

大体、500文字～1000文字程度で画像があるとより伝わりやすいと思います！

皆様の投稿をお待ちしています！連絡は事務所若しくは土田までお気軽に！

体験マッサージへご協力をお願いします

おどろくような天候の変化に体調維持が大変な状況ですが、皆様お変わりありませんか。
10月、11月の体験治療へのご協力をお願いいたします。

会場は千駄ヶ谷社会教育会館 和室

体験マッサージ・10月19日（第三木曜日）13時30分～16時30分

11月16日（第三木曜日）13時30分～16時30分

（NPO 法人東洋医療を考える会 山口 充子）連絡（090-1435-3715）

野外交流会のボランティア治療へご参加のご案内

野外パーティー マッサージボランティア参加者募集中！

川崎市多摩区の稲田公園で、一般社団法人鍼灸マッサージ師会から「マッサージコーナー」を出店します。マッサージボランティア活動の参加者を募集します。

日時：11月3日(金)祝日、会場：稲田公園、川崎市多摩区菅稲田堤2-9-1 最寄り駅：南武線稲田堤駅から多摩川に向かって約500メートル徒歩約7分又は京王線稲田堤駅、北口 多摩川方面出口から徒歩約8分、朝10時から夕方3時まで、

参加者は朝9時30分集合です。

希望者は事務局まで。

但し雨天中止です。当日の開催情報は清水鏡晴から連絡します。

昨年はコロナ禍で3年ぶりに開催されました。久しぶりの開催で来場が心配されましたが、開場と同時に多数の親子連れや地元のお年寄りなどが来場されました。

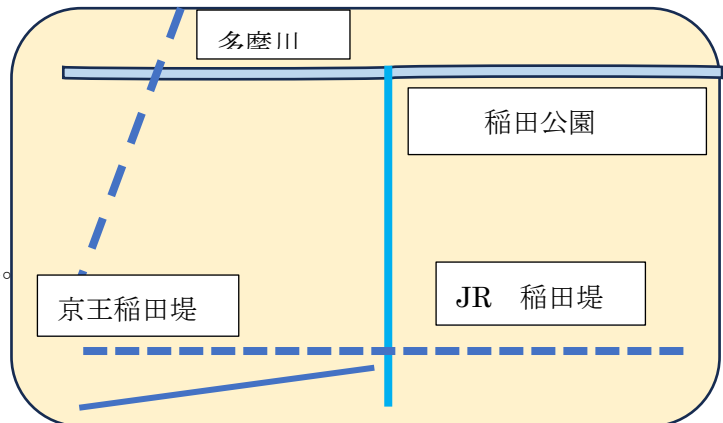
オープニングは特設ステージで地元の勇壮な中之島太鼓で始まりました。その後は次々と自慢の演奏が続きました。そして午後にはひとみ座の人形劇が始まり、多数の観客が楽しんでいました。

又多数の模擬店も出店しており人気の杵つき餅は早々と売りきれの始末。我々鍼灸マ会は杵つき餅で力をつけて体験マッサージを行いました。

同時にNPO法人「東洋医療を考える会」の署名も順調に活動出来ました。

子供に人気のポニーも長い列が続きバテテしまったとか！是非とも皆様の活動参加お待ちしております。当日はささやかですが多少の日当も支給されます。

ご参加できる方は10月31日までに事務局までご連絡をお願いいたします。



会員の皆様

新任事務局長のご紹介

令和5年10月吉日 代表理事 清水一雄

新任土田仁事務局長 清水鏡晴事務局長補佐

令和5年度も残すこと5ヶ月余すところとなりましたが、今年新年明け早々に清水鏡晴事務局長が体調不良によって5月末退院まで入院生活を余儀なくされました。不幸中の幸いと言いましょか、生命にかかわる状態でありましたがその後順調に快復に向かい、事務所まで行き来することが可能になってきました。

5か月ほど事務局長不在時には土田事務局長が事務局長の代理を務めてくれたこともあり、清水鏡晴事務局長が快復していくためにも無理をするわけにはいきません。

更なる養生に努めながら無理のない範囲で、新任土田仁事務局長を補佐しサポートしてもらうことにしました。

これまで同様に事務局体制のもと会活動を維持推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和6年あはき療養費改定にあたって

令和5年10月10日 代表理事 清水一雄

令和6年5月か6月には療養費の改定が行われる予定で、今年7月14日に第26回あはき療養費検討専門委員会が開催され動向に注視する必要があります。

現状はり・きゅう・マッサージは受領委任払いにはなったのですが、償還払いを原則とした療養費の支給（現金給付）であり、厚労省の通知による運用ではなく、あはきとして療養の給付（現物給付）であるのが本来の姿であるということです。これは柔道整復も同様です。

かなり捻じ曲げられて運用されているので、出来る限りまともな方向へ軌道修正する必要があると思います。

1. あん摩マッサージ指圧療養費の支給において

理学療法の一環として行われた場合に現物給付（療養の給付）の対象とし、**医師の同意の下に**施術所（訪問含む）で行われた場合にも療養費払いとしている。

柔道整復においては整形外科医が不足していた頃に整形外科医に代わって不足を補ったという経緯で、医師の同意の下でなく療養費払いとして、同意書不要を特例としている。

①初検を柔道整復・はり・きゅう同様に算定すべきである

初回は視診、問診、触診するのに初検が算定されないのは納得出来るやり方ではありません。これは恐らく理学療法は医師の指示に基づいて行うので、医師が初診を行い理学療法士に指示書を出す。それをマッサージ療養費にあてはめているので、マッサージには初検を算定しないのでしょうか。しかし理学療法士に指示した医師には初診料はもちろん算定されているわけで、指示書でない同意書を得て行う場合に初検が算定されないのはどう考えても問題です。

②医師の同意書を指示書形態にするべきではない

昭和22年法律第217号「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法」第1条に示されている通りで医師の指示を得るものではない。

③変形徒手矯正術をマッサージの加算にするのと毎月医師の同意書添付は不要である

変形徒手矯正術は関節を動かせる手技でありとても有効かつ効果が得られ、機能回復させるのに欠かせない手法です。傷病の快復にも繋がり医療費の節減にもなるからです。これがマッサージの加算になるのでしょうか？そこまでして変形徒手矯正術を遠ざけようとしていることは意味不明です。この筋の専門家がいちいち医師の同意書を毎月取得し施術者の判断で出来ないことが根本的誤りです。

④施術料金の包括化について

施術料金の包括化はいいと思います。何時まで経っても法律を無視し理学療法の一環と意味不明に呪縛するのでなく、施術部位等を医師から指示させるのでなく、患者の為にも施術者判断であるのが当然です。

院内治療で生活できるように施術料金を低額にするのでなくまともな金額で設定すべきで、施術料金は往療料をプラスしたぐらいにするべきです。院内治療で生活出来ないような決め方をして開設届でほとんどが往療でやっているはないでしょう。

⑤訪問施術料（仮）について

定期的に決めた往療を訪問施術という考えのようで、定期的ではなく突発的に出張するのは従来の往療にするという考えなのでしょう。訪問施術が多くなると思うので、訪問診療、訪問看護のように料金体系も差別するのでなく、かつ往療内訳表を無くすのであれば意味はあると思います。

2. はり・きゅうにおいて

慢性病であって医師による適切な治療手段がないもので、はり・きゅうの施術による効果が期待できるとして**医師の同意の下**に行われた場合に療養費払いとしている。

はり・きゅうの場合、マッサージのように理学療法の一環としての縛りはないが、医師による適切な治療手段がない訳の分からない縛りを設けている。

適切な治療手段がなくはり・きゅうで治療効果が得られるのであればこれ程有難いことはありません。適切な治療手段がなく医科との併給になった場合、医科は治療費が給付されるがはり・きゅうは支給されないのは差別そのものでそれがまかり通っている。

院内治療でやっつけける施術料金は往療料をプラスしたぐらいにするべきである。

【結び】

はり・きゅう・マッサージの健康保険において相当に歪められている現実を見ていかなければなりません。保険者によって解釈の違いが後を絶たず、申請書一つとっても同じ内容で通るところと返戻するところがあること自体問題であり、大変な作業ですが声を上げていかなければなりません。黙っていると医療行政にいいようにされてしまいます。

9月事務局通信に「あはき療養費の令和6年改定の基本的な考え方(案)」について触れていますので、**その原文と議事録を是非読むように**しててください。知らないといいようにされてしまいます。

会としては他団体との協力、政治家に協力していただき、厚労省、保険者交渉などの成果で受領委任払いに繋げていったのですが、次は療養の給付（保険証提示でOK）を目指しています。そのためにも1人1人がおかしい事におかしいと、声をあげていくことは大切なことです。神奈川県国保連合会がショートステイ先への往療を認めない動きが出ています。問題を感じる事があればどのようなことでも声をお寄せください。

カラオケルームに二枚の絵がある。
一枚は人物画でもう一枚は風景画
ひある。
風景画は季節毎に描き替えている。
横九〇センチ、縦一三〇センチの大きな
水彩画である。
水彩画は塗り直さずや描き直しが
出来ないのも神経を遣う。
九月下旬に紅葉の絵を描いたが
その後も日暮の日が続く夏の絵を
描き直した事を後悔した。
我が国は四季があり
季節感を帯びた。
今後は夏と冬との
二季になるとの事。
地球はどうなる……

中野郁雄様

鍼灸マッサージは医業の一部である！

2023/10/10 副代表理事 橋本利治

芦野純夫先生講演録完成しました。

40年教員生活の締めくくり

今回の講演は40数年に及ぶ先生の教員生活を締めくくる講演でもありました。
豊富な資料を基に根拠を以って説明され「鍼灸マッサージは医業の一部である」との言葉にはずっしり重みを感じました。

この講演で紹介された「営業法の解説」は先生が40年にも及ぶ教員・研究生活の中でも特筆すべき功績で先生の努力により発掘されたものでした。

GHQの鍼灸禁止を乗り越えて

この本は終戦直後日本の医療制度をGHQ（進駐軍）が大改革しようとして「医師以外による医療は一切禁止」にしようとした。その時GHQは針を身体に刺したり、皮膚を焼いて火炙りにするなどはGHQの欧米人には信じられなかったとの事でした。（捕虜の米国人の病気をお灸で治療した衛生兵が終戦後東京裁判で捕虜虐待で有罪となったとのエピソードもあります）

しかし日本側の事情は伝統医学である「鍼灸あん摩」を残すべくいろいろ考えて「鍼灸あん摩」を医療の一部とすれば問題ないのではとコペルニクスの発想で考えた厚生省職員の見解を採用しました。

その法律（あはき法）の正当性を解説した根拠の文献がこれ「営業法の解説」なんです。当時は「あはき営業法」と称していました。（1951年（S26年）に現在のあはき法に改称されました）講演の中で先生は当時官僚トップの久下勝次氏の助言により「営業法の解説」の存在を知ります。

しかし、あはき施術が医業類似行為ではないとする根拠本が厚生省にあるはずなのに廃棄されていて見つからなかったのです、芦野先生は国会図書館でボロボロの本を発見するも出版までには至らず全国の先生に呼びかけてこの本を発掘し出版にこぎつけました。歴史に「もしも」の仮説はないのですが、もしこの本の発掘ができていなかったらと想像すると、先生の功績は多大であることは明かです。それを有効に使わなければ業界の損失は無限大となります。

参加者の反響

このように今回の講演の中身は深いものでした。

後日通信への投稿を募集したところ賛同する意見が多く寄せられ、その反響に私たちもやってよかったとおもっています。

そこでこの貴重な講演を「ああよかった」で終わらせるのはあまりにも口惜しく思い、講演録を編集しました。この冊子は講演のみではなく、文書による質疑応答を盛り込み問題の深堀りを補充させました。

わたしたちが、日頃疑問に思っていることなどにも先生の明快な回答が掲載されています。充分読み応えのある冊子に出来上がりました。この内容は私たち師会内部だけに終わらせるのではなくすべての先生にご理解いただき業界全体の発展に寄与できることを願っています。

今回の講演録のポイントは

- ① あはき師の法的根拠は、医業類似行為ではなく、医業の一部として位置付けられていることです。
- ② 厚労省は敢えて「医業類似行為」としています。（この法的根拠はない）ただ慣例として継続された見解となっています。
- ③ 最高裁判決においては判決文で無免許者の医業類似行為が人の健康に害を及ぼす恐れがある、と棄却の理由を述べています。あはき法第12条では「誰であっても1条で掲げる施術行為は医師と同等の医行為の一部であるのでそれ以外は医業類似行為となり違法なので業としてはならない。」と棄却根拠を述べています。（あはき師の行う医業の一部である施術行為）が12条でいう【もの】（1条でいう【者】ではない）
- ④ しかし現実には鍼灸マの学校でも医業類似行為と教えられています。
- ⑤ 間違った解釈の医業類似行為の亡霊を排除し取り戻すことができるのは施術者の先生方が認識を新たにして情報交換しながらこの亡霊がはびこる業界を変えていくしか道はないのではないかと考えています。

今回の講演録の発刊を機会に送料のみにて送付します。

不明な点は先生方の勉強会を支援します。もう少し知りたい方、勉強したい方は事務局までご一報ください。

独居老人がペットを飼う事は結果虐待につながるについて考える

松本 泰司



ミーちゃんはママさん家以外に生き場所がないのだ。ミーの持続性生存を真剣に考える！

ママさんは私を一人置いて何処に行った？

Yさんは85歳女性。8月8日に体調が急変し救急車で大学病院に搬送された。猫が一匹取り残された。本人はHCU（準集中治療管理室）に入った。

2、3日後Yさんから電話が来た。台所の生ものを地下のゴミ集積所に捨てて下さい。猫の糞の始末と餌

の補充及び氷を入れた水を与えて欲しい。ベランダにあるバラとコウモリランの鉢に水をやって欲しい。携帯の充電器と補聴器の充電器の他に、使い慣れた化粧品がテーブルの上にあるので病院迄届けて下さい。あと郵便受けに溜まった郵送物も広告を除いて持ってきて欲しい。

私は次から次へ一方的に、介護とは関係のない要請を電話で聞いているうちに切れそうになった。『私はあなたの子分ではございません』と怒鳴ろうかと思ったが、携帯がスピーカーモードに入っていると周りに声が洩れて、病院側のひんしゆくを買うので思い留まった。

どうしようかと思った。他の人に上手に肩代わりしないとコリヤ堪らんと思いを探した。急な話なので全て断られた。事がうまく運ばないその時に、不思議だが事務所に便利屋が営業に来たのだ。

6月から開業したそうだ。薬学の博士号を持っていた、信頼出来る。とりあえず利用者宅の鍵を借りるために私が大学病院に行き看護師から鍵を預かった。管理人に話を通して便利屋と二人で利用者宅の部屋に入った。猫は数日間水を飲んでいなかったが生きていた。利用者から頼まれた要件を便利屋に託し、作業終了後は写真と報告書をメールで送信するように申し送った。料金は立て替えた。

高齢になると寂しいからと言って動物を飼う人がいる。もし飼い主が入院したり部屋で急逝したらペットこそ堪ったものではない。自分で生きる力のないペットはどうしたらいいのだろうか。

3.11で汚染地域に置き去りにされた動物の映像を見た事がある。かわいそうで見られなかった。撮影の車をいつまでも小型犬が追いつがってくるのだ。放射線の危険があるので車の窓は開けられない。運転手は振り切る為に車の速度を上げた。元の飼い主が見たらどれほど泣くだろう。

人に頼るしか生きるすべのない動物を、自分の寂しさを紛らわすために飼う。先々誰かが面倒を見てくれるだろうと云う甘い期待では、飼われる動物に対し無責任ではないか。

後期高齢者だと車の免許更新時に身体的、精神的なチェックが入る。それならいつ倒れるか入院するか死亡するか分からない、独居高齢者のペット飼育は動物愛護の点から許可制にする必要がある。

公的な指定機関がペットにチップを埋め込み登録をしておく。飼い主に不測の事態が起こった時にはペットの一時避難や保護が出来るような保証制度を構築してこれを義務化するのである。犬猫以外にも鳥類、爬虫類も含める。逃げ出した時の捜索の手伝いも契約に盛り込むのだ。

高齢者の健康如何に関わらず、今後南海トラフ地震や今回の九州、山陰を襲った猛烈な大雨、富士山大爆発など天変地異が起こる可能性が高い。今ウクライナでは飼い主のいないペットの引き取り手を探すボランティアが奮闘している。災害大国日本ではボランティアの好意だけでは心許ない。

【海江田万里の政経ダイアリー】2023. 9. 28号

●解散手続きの明確化が必要

6月21日に通常国会が終わって、すでに三ヶ月が経っていますが、臨時国会はまだ開かれていません。この間、岸田総理は内閣改造を行い、政権の浮揚を企図しましたが、その効果はほとんどなかったことは、報道各社の世論調査で明らかです。通常国会終盤に岸田総理は自らが思わせぶりな発言をして解散風を煽り、結局、解散ができなかったことを反省しているとは思われません。最近になって臨時国会の開会日程の決定を先送りして解散の可能性を残し、自身の求心力の回復を目論んでいます。

このダイアリーの7月号で、私は「総理の解散権を制約すべき」と書きましたが、立憲民主党は党内に「衆議院解散の制限検討ワーキングチーム」を発足させ、約二か月にわたる議論を踏まえ、論点整理と、法案の作成を行いました。論点の整理では、憲法69条(内閣不信任可決)による解散の他に7条(天皇の国事行為)に基づく解散についても一定の理解を示しながら、7条解散が総理の恣意的な裁量型解散とならないよう、特に「解散権行使のための手続き」について明確化しようというものです。

その概要は、先ず「衆議院解散手続き法案」(仮称)をあらたに立法します。内閣総理大臣が衆議院を解散しようとするときは、解散の予定日の10日前までに衆議院に対して「衆議院解散の予定日と解散の理由」を通知し、通知を受けた衆議院は議院運営委員会質疑、本会議質疑を行います。この質疑は賛成・反対の決は採りません。この質疑を通じて、国民は衆議院解散の「大義」つまり「何が選挙の争点になるのか」を理解することになります。

衆議院の質疑を経て、内閣が解散を決定する場合は、解散詔書の伝達が行われ、そこで正式に衆議院が解散になります。仮に途中で、解散を断念する場合は「解散しない」旨、衆議院に通知すれば、それで解散はなくなります。

●「衆議院解散手続き法案」と「公職選挙法の一部改正案」の審議を急ぐべき

さらに「公職選挙法」を改正して、内閣は総選挙の日程に関して中央選挙委員会の意見を聞く必要があります。憲法54条には、「解散されたときは40日以内に総選挙を行わなければならない」との規定がありますが、2021年に岸田総理が行った総選挙は、解散から総選挙の投票日までの期間が17日と戦後最短で、選挙管理委員会の準備が整わず、混乱をまねいたことがあります。意見聴取を求められた中央選挙管理委員会は都道府県の選管の意見を聞き、内閣に意見を具申します。これらの手続きを経て、初めて総選挙が行われ、衆議院議員は国民の審判を受けることになります。

ここ数回の総選挙のように争点があきらかでないまま、選挙に突入し、しかも投票日までの期間が短くなると、有権者の関心は低くなり、国民の政治離れを促進することになります。

この法律の制定は「党利党略」に基づくものであるとは思えません。私が意見交換した与党の政治家の中にも、こうした法律の制定・改正を行う必要性を感じている議員はいます。臨時国会が開会されたら、なるべく早く、与野党協議の場を設け、法律として成立されることを望みます。

現在の衆議院議員の任期は、まだ折り返し点に達していません。解散の影におびえて、選挙準備に走り回る議員が多いことは、果たしてこれでいいのかと考えてしまいます。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R05年 10月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切
4	水	申請業務
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	スポーツの日
10	火	事務局通信投稿締め切り
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	事務局会議(13:00~15:00)
17	火	編集会議(13:00~14:00)
18	水	
19	木	NPO 体験マッサージ(13:00~) 国民の会役員会(18:30~20:30)
20	金	ウーベル保険 11月加入申し込み締め切り
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	支給明細などの発送
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	療養費の振り込み

R05年 11月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切 文化の日 治療ボランティア 野外パーティー (9:00~15:00) 場所: 稲田堤 稲田公園
4	土	申請業務
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	保険部会(19:00~21:00)
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	
13	月	事務局会議(13:00~15:00)
14	火	
15	水	
16	木	NPO 体験マッサージ(13:00~) 国民の会役員会(18:30~20:30)
17	金	
18	土	
19	日	理事会(10:00~12:00) NPO 第19回総会(13:00~17:00)
20	月	ウーベル保険 12月加入申し込み締め切り
21	火	
22	水	
23	木	勤労感謝の日
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	支給明細などの発送
29	水	
30	木	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会